

○国家公安委員会規則第 号

遺失物法（平成十八年法律第七十三号）第五条（同法第十三条第二項において準用する場合を含む。）、
第十一条第一項（同法第十三条第二項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項及び第四十条の
規定に基づき、遺失物法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

国家公安委員会委員長 赤間 二郎

遺失物法施行規則の一部を改正する規則

遺失物法施行規則（平成十九年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄
に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるそ
の標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後
欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げてい
ないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないもの

は、
これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(揭示の様式等) 第九条 「略」 2 「略」 「項を削る。」</p> <p>(他の警察本部長に通報する貴重な物件) 第十一条 法第八条第一項(法第十三条第二項及び第十八条において準用する場合を含む。)の国家公安委員会規則で定める物件は、次に掲げる物件とする。 「一、三 略」 四 運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二十条第一項第一号において「番号利用法」という。」第二条</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(揭示の様式等) 第九条 「同上」 2 「同上」 3 警察署長が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第八条第一項の規定に基づき、法第七条第三項(法第十三条第二項及び第十八条において準用する場合を含む。)の規定に基づく書面の備付け及び閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、第四条第一項に規定する電磁的記録(保管物件にあつては、同条第二項に規定する電磁的記録)に記録されている事項を警察署に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書面により、いつでも関係者に自由に閲覧させるものとする。 (他の警察本部長に通報する貴重な物件) 第十一条 「同上」 「一、三 同上」 四 運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カード、在留カードその他法律</p>

第七項に規定する個人番号カード、在留カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証するもの

〔五・六 略〕

(警察署長による遺失者の確認の方法等)

第二十条 法第十一条第一項(法第十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認は、次に掲げる方法その他の適当な方法により行うものとする。

一 返還を求める者から、当該者の氏名等を証するに足りる書面若しくは電磁的記録の提示を受けること又は番号利用法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、当該者の氏名及び住所の情報が記録されているもの(以下「特定電磁的記録」という。)の送信(番号利用法第十八条の三第一項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。第三項第二号並びに第三十七条第一項第一号及び第四項第二号において同じ。)を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該者のものであることの確認(番号利用法第十八条の四第一項の規定により提供されるプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。第三項第二号並びに第三十七条第一項第一号及び第四項第二号において同じ。)を行うこと。

二 「略」

2 「略」

又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証するもの

〔五・六 同上〕

(警察署長による遺失者の確認の方法等)

第二十条 法第十一条第一項(法第十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認は、次に掲げる方法その他の適当な方法により行うものとする。

一 返還を求める者からその氏名等を証するに足りる書面の提示を受けること。

二 「同上」

2 「同上」

<p>3 警察署長は、提出物件を権利取得者に引き渡すときは、次に掲げる方法その他の適当な方法により、引渡しを求める者が当該物件の権利取得者であることを確認し、別記様式第八号の受領書又は拾得物件預り書と引換えに引き渡さなければならない。</p> <p>一 引渡しを求める者から、当該者の氏名等を証するに足りる書面又は電磁的記録の提示を受け、かつ、当該物件に係る拾得物件預り書又は法第十四条に規定する書面の提示を受けること。</p> <p>二 引渡しを求める者から、特定電磁的記録の送信を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該者のものであることの確認を行い、かつ、当該物件に係る拾得物件預り書又は法第十四条に規定する書面の提示を受けること。</p> <p>三 「略」 (遺失者が判明したときの措置等)</p> <p>第三十五条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 特例施設占有者は、前項の通知をするときは、法第二十二条第二項に規定する同意（以下この項において単に「同意」という。）の有無を確認するものとする。ただし、前項の拾得者が、あらかじめ、当該特例施設占有者に対し、同意の有無を明らかにしている場合は、この限りでない。</p> <p>4 「略」</p> <p>5 特例施設占有者は、保管物件の遺失者が判明しない場合において拾得者が所有権を取得することとなるべき期日、当該物件を引き取らない場合に所有権を喪失する期日、当該物件の引渡しに係</p>	<p>3 警察署長は、提出物件を権利取得者に引き渡すときは、次に掲げる方法その他の適当な方法により、引渡しを求める者が当該物件の権利取得者であることを確認し、別記様式第八号の受領書又は拾得物件預り書と引換えに引き渡さなければならない。</p> <p>一 引渡しを求める者からその氏名等を証するに足りる書面及び当該物件に係る拾得物件預り書又は法第十四条に規定する書面の提示を受けること。</p> <p>「号を加える。」</p> <p>二 「同上」 (遺失者が判明したときの措置等)</p> <p>第三十五条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 特例施設占有者は、前項の通知をするときは、法第二十二条第二項に規定する同意（以下この項において単に「同意」という。）の有無を確認するものとする。ただし、前項の拾得者が、あらかじめ、当該特例施設占有者に対し、同意の有無を明らかにした書面を提出している場合は、この限りでない。</p> <p>4 「同上」</p> <p>5 特例施設占有者は、保管物件の遺失者が判明しない場合において拾得者が所有権を取得することとなるべき期日、当該物件を引き取らない場合に所有権を喪失する期日、当該物件の引渡しに係</p>
<p>3 警察署長は、提出物件を権利取得者に引き渡すときは、次に掲げる方法その他の適当な方法により、引渡しを求める者が当該物件の権利取得者であることを確認し、別記様式第八号の受領書又は拾得物件預り書と引換えに引き渡さなければならない。</p> <p>一 引渡しを求める者からその氏名等を証するに足りる書面及び当該物件に係る拾得物件預り書又は法第十四条に規定する書面の提示を受けること。</p> <p>「号を加える。」</p> <p>二 「同上」 (遺失者が判明したときの措置等)</p> <p>第三十五条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 特例施設占有者は、前項の通知をするときは、法第二十二条第二項に規定する同意（以下この項において単に「同意」という。）の有無を確認するものとする。ただし、前項の拾得者が、あらかじめ、当該特例施設占有者に対し、同意の有無を明らかにした書面を提出している場合は、この限りでない。</p> <p>4 「同上」</p> <p>5 特例施設占有者は、保管物件の遺失者が判明しない場合において拾得者が所有権を取得することとなるべき期日、当該物件を引き取らない場合に所有権を喪失する期日、当該物件の引渡しに係</p>	<p>3 警察署長は、提出物件を権利取得者に引き渡すときは、次に掲げる方法その他の適当な方法により、引渡しを求める者が当該物件の権利取得者であることを確認し、別記様式第八号の受領書又は拾得物件預り書と引換えに引き渡さなければならない。</p> <p>一 引渡しを求める者からその氏名等を証するに足りる書面及び当該物件に係る拾得物件預り書又は法第十四条に規定する書面の提示を受けること。</p> <p>「号を加える。」</p> <p>二 「同上」 (遺失者が判明したときの措置等)</p> <p>第三十五条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 特例施設占有者は、前項の通知をするときは、法第二十二条第二項に規定する同意（以下この項において単に「同意」という。）の有無を確認するものとする。ただし、前項の拾得者が、あらかじめ、当該特例施設占有者に対し、同意の有無を明らかにした書面を提出している場合は、この限りでない。</p> <p>4 「同上」</p> <p>5 特例施設占有者は、保管物件の遺失者が判明しない場合において拾得者が所有権を取得することとなるべき期日、当該物件を引き取らない場合に所有権を喪失する期日、当該物件の引渡しに係</p>

る手続を行う場所及び当該物件について法第二十七条第一項の費用があるときは当該費用は当該物件を引き取る者の負担となる旨を記載した書面をあらかじめ拾得者に交付し、又は当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録をあらかじめ拾得者に提供することにより、前項の規定による通知に代えることができる。

6 前項の規定による電磁的記録の提供は、特例施設占有者の使用に係る電子計算機と拾得者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）により行うものとする。

（特例施設占有者による遺失者の確認の方法等）

第三十七条 法第二十二條第一項の規定による確認は、次に掲げる方法その他の適当な方法により行うものとする。

一 返還を求める者から、当該者の氏名等を証するに足りる書面若しくは電磁的記録の提示を受けること又は特定電磁的記録の送信を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該者のものであることの確認を行うこと。

二 「略」

2 法第二十二條第一項に規定する受領書は、電磁的記録をもって作成することができる。

3 第三十五條第六項の規定は、前項の場合における法第二十二條第一項の規定による引換えについて準用する。この場合において、第三十五條第六項中「特例施設占有者」とあるのは「遺失者」

る手続を行う場所及び当該物件について法第二十七条第一項の費用があるときは当該費用は当該物件を引き取る者の負担となる旨を記載した書面をあらかじめ拾得者に交付することにより、前項の規定による通知に代えることができる。

「項を加える。」

（特例施設占有者による遺失者の確認の方法等）

第三十七条 法第二十二條第一項の規定による確認は、次に掲げる方法その他の適当な方法により行うものとする。

一 返還を求める者からその氏名等を証するに足りる書面の提示を受けること。

二 「同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

と、「拾得者」とあるのは「特例施設占有者」と読み替えるものとする。

4|| 特例施設占有者は、保管物件を権利取得者に引き渡すときは、次に掲げる方法その他の適当な方法により、引渡しを求めるときは、当該物件の権利取得者であることを確認し、当該物件を受領した旨を記載した書面又は当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録と引換えに引き渡さなければならない。

一 引渡しを求める者から、当該者の氏名等を証するに足りる書面又は電磁的記録の提示を受け、かつ、当該物件に係る法第十四条に規定する書面の提示を受けること。

二|| 引渡しを求める者から、特定電磁的記録の送信を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該者のものであることの確認を行い、かつ、当該物件に係る法第十四条に規定する書面の提示を受けること。

三|| 「略」

5|| 第三十五条第六項の規定は、前項の規定による電磁的記録との引換えについて準用する。この場合において、同条第六項中「特例施設占有者」とあるのは「権利取得者」と、「拾得者」とあるのは「特例施設占有者」と読み替えるものとする。

(電磁的記録媒体による手続)

第四十一条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)を提出することにより行うことができる

2|| 特例施設占有者は、保管物件を権利取得者に引き渡すときは、次に掲げる方法その他の適当な方法により、引渡しを求めるときは、当該物件の権利取得者であることを確認し、当該物件を受領した旨を記載した書面と引換えに引き渡さなければならない。

一 引渡しを求める者からその氏名等を証するに足りる書面及び当該物件に係る法第十四条に規定する書面の提示を受けること。

「号を加える。」

二|| 「同上」

「項を加える。」

(電磁的記録媒体による手続)

第四十一条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)及び別記様式第十二号の電磁的記録媒体

拾得物件預り書

<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 <input type="checkbox"/> 無権		警察署	受理番号	本署 交番・駐在所	
受理日時	年 月 日 午前・後 時 分	取扱者氏名			
拾得日時	年 月 日 午前・後 時 分	ころ			
拾得場所	にて拾得				
拾得者住所・氏名	住所 ふりがな 氏名		電話番号その他の連絡先		
施設占有者住所・氏名	住所又は所在地 ふりがな 氏名又は名称		電話番号その他の連絡先		
物	種 別	内 訳			現金のみ
	種 類	1万円札 枚	5000円札 枚	2000円札 枚	1000円札 枚
件	品	100円硬貨 枚	50円硬貨 枚	10円硬貨 枚	5円硬貨 枚
					1円硬貨 枚
		特微等（形状・模様・品質等）			点数
<p>あなたは提出された物件に関する <input type="checkbox"/> 一切の権利を放棄しました。</p> <p><input type="checkbox"/> 費用を請求する権利を放棄しました。</p> <p><input type="checkbox"/> 罰金を受ける権利を放棄しました。</p> <p><input type="checkbox"/> 行政処分若しくは強制執行を放棄しました。</p> <p><input type="checkbox"/> 権利を放棄していません。</p>					
<p>あなたは警察署長が遺失者に対して氏名又は名称及び住所又は所在地を告知することに <input type="checkbox"/> 同意しました。</p> <p><input type="checkbox"/> 同意していません。</p> <p>あなたは、<input type="checkbox"/> 上記物件に関する権利放棄、<input type="checkbox"/> 氏名等告知の同意 について、後で考えて決めることとしました。</p>					
<p>上記の物件を預かりました。</p> <p>年 月 日 警察署長 拾得者の物件引取期間 年 月 日から 年 月 日まで</p>					
<p><input type="checkbox"/> あなたが提出された物件のうち、()は、遺失物法第35条の規定により、法定の期間が経過しても、あなたが受け取ることができない場合があります。</p>					
受理確認	上記の物件を受領しました。 年 月 日				
備考	住所又は所在地 電話番号その他の連絡先 氏名又は名称				

「一〇七略」

拾得物件預り書

<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 <input type="checkbox"/> 無権		警察署	受理番号	本署 交番・駐在所	
受理日時	年 月 日 午前・後 時 分	取扱者氏名			
拾得日時	年 月 日 午前・後 時 分	ころ			
拾得場所	にて拾得				
拾得者住所・氏名	住所 ふりがな 氏名		電話番号その他の連絡先		
施設占有者住所・氏名	住所又は所在地 ふりがな 氏名又は名称		電話番号その他の連絡先		
物	種 別	内 訳			現金のみ
	種 類	1万円札 枚	5000円札 枚	2000円札 枚	1000円札 枚
件	品	100円硬貨 枚	50円硬貨 枚	10円硬貨 枚	5円硬貨 枚
					1円硬貨 枚
		特微等（形状・模様・品質等）			点数
<p>あなたは提出された物件に関する <input type="checkbox"/> 一切の権利を放棄しました。</p> <p><input type="checkbox"/> 費用を請求する権利を放棄しました。</p> <p><input type="checkbox"/> 罰金を受ける権利を放棄しました。</p> <p><input type="checkbox"/> 行政処分若しくは強制執行を放棄しました。</p> <p><input type="checkbox"/> 権利を放棄していません。</p>					
<p>あなたは警察署長が遺失者に対して氏名又は名称及び住所又は所在地を告知することに <input type="checkbox"/> 同意しました。</p> <p><input type="checkbox"/> 同意していません。</p> <p>あなたは、<input type="checkbox"/> 上記物件に関する権利放棄、<input type="checkbox"/> 氏名等告知の同意 について、後で考えて決めることとしました。</p>					
<p>上記の物件を預かりました。</p> <p>年 月 日 警察署長 拾得者の物件引取期間 年 月 日から 年 月 日まで</p>					
<p><input type="checkbox"/> あなたが提出された物件のうち、()は、遺失物法第35条の規定により、法定の期間が経過しても、あなたが受け取ることができない場合があります。</p>					
受理確認	上記の物件を受領しました。 年 月 日				
備考	住所又は所在地 電話番号その他の連絡先 氏名又は名称				

「一〇七同上」

提出票を提出することにより行うことができます。

備考 1 同意のある欄については、括弧の口内には印を付すこと。
2 月額の文字は、日本国標準時A用4番とする。

「様式を削る。」

備考 表中の「」の記載は注記である。

別記様式第12号(第41条関係)

電磁的記録媒体提出票	
第26条 第28条第2項 遺失物法施行規則 第31条第1項 第32条 第33条第1項	の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録した電磁的記録媒体を次のとおり提出します。 本票に添付されている電磁的記録媒体に記載された事項は、事実と相違ありません。
年 月 日	
殿	
氏名又は名称	
住所又は所在地	
1	電磁的記録媒体に記載された事項
2	電磁的記録媒体と併せて提出される書類

- 備考 1 「電磁的記録媒体に記載された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記載されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 2 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記載されている事項以外の事項を記録した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 該当事項がない場合は、省略すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。